

# 条例の概要

## 第1章 総則

### 目的

(第1条)

森林づくりの基本理念、責務・役割、基本的施策を定め  
森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進して  
豊かな環境とくらしを守り、活力ある地域社会を実現する

定義(第2条)

### 基本理念

(第3条)

長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり(3つの方針)

県民の生命・財産と良好な環境を守る、健全で豊かな森林づくり  
森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会を実現する、林業・木材産業の振興  
社会全体で森林づくりを支える、人づくり・仕組みづくり

### 責務・役割

(第4～10条)

県	市町村	森林所有者	森林組合	事業者	森林づくり活動団体	県民
総合的かつ計画的な施策の推進 県民との協働 国・市町村・関係機関との連携 下流域の人々への協力要請	住民への普及啓発 森林所有者への、助言支援 森林の適正な管理、活用が図られる体制の整備	森林の多面的機能が持続的に発揮されるための所有森林の適正管理 森林づくりに関する施策への協力	中核的な担い手として森林所有者に対し一体的かつ計画的な森林づくりの指導 地域の特性に応じた森林づくりの実践 森林づくりに関する施策への協力	森林づくりに係る活動への参加 森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう努める 県産材の利用拡大や製品開発 森林づくりに関する施策への協力	森林づくりに係る活動の積極的な企画実践 森林づくりに関する施策への協力	森林の大切さについて理解、森林づくり活動への参加 森林づくりに関する施策への協力 木の良さの理解、県産材の積極的な利用

財政上の措置(第11条)

## 第2章 基本計画

(第12条)

総合的・計画的施策推進のため基本計画策定  
木の国・山の国県民会議の意見等を反映  
毎年、実施状況の議会報告・公表

## 第3章 基本的施策

### 第1節 健全で豊かな森林づくり(第13～15条)

災害に強い森林づくり  
森林の適正な保全  
森林空間の利用の促進

### 第2節 林業及び木材産業の振興(第16～18条)

効率的な森林施業の実施  
県産材の利用の拡大  
森林資源の有効利用の促進

### 第3節 人づくり・仕組みづくり(第19～24条)

森林環境教育の推進  
技術者及び担い手の育成等  
県民との協働による森林づくり

ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間  
地域が主体となった森林づくりの支援  
技術の向上及び普及

## 第4章 推進体制

### 第1節 木の国・山の国県民会議(第25～26条)

木の国・山の国県民会議の設置  
森林づくりに関する提言

### 第2節 木の国・山の国推進本部(第27～28条)

庁内推進本部の設置  
森林づくりの計画的な推進

附則 施行 平成18年5月21日……(第57回全国植樹祭開催日)